

2 平成 26 年度実地指導について

平成 26 年度実施数：45 事業所

主な指摘事項

- 重要事項説明書、契約書及び運営規定において、説明すべき内容に不備があったため、整備すること。

- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下基準省令という）第 12 条第 1 項

指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十七条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

第 37 条

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第四十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一～十二 （略）

- 自らその提供する指定障害児通所支援の質の評価を行うこと。

基準省令第 26 条第 3 項

指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成にかかる会議を開催したときは、具体的な記録を残すよう努めること。

基準省令第 27 条第 4 項

児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事

項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

基準省令第27条第5項

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

○ 従業員の勤務の体制を定めること。

基準省令第38条第1項

指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年障発0330第12号。以下解釈通知という）第三の3の27①

基準第38条第1項は、指定児童発達支援事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にすることを定めたものであること。

○ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

基準省令第40条第2項

指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

○ 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

基準省令第43条

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

解釈通知第三の三の37①

基準第50条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該事業所に掲示することが望ましい。

- 設備、備品に関する記録を整備すること。

基準省令第54条第1項

指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 事業所の内容に変更があったときは、10日以内に届け出ること。

児童福祉法第二十一条の五の十九

指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 届出について

(1) 提出先

〒460-8505（住所不要）名古屋市役所子ども青少年局子ども福祉課
子ども発達支援係

(2) 障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書

現在各種加算を算定する場合については、「障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書」により確認を行っています。今回年度変更に伴い、平成 27 年度においての給付費算定に係る体制についての届出をお願いいたします。

①基準日・提出期限

基準日…平成 27 年 4 月 1 日時点

提出期限…平成 27 年 4 月 15 日（水）消印有効

②提出書類及び様式

- ・障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書…全事業所
- ・障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表 …全事業所
- ・各種加算にかかる届出・添付書類 …算定する場合

「ウェルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>「障害児通所支援の事業者指定・登録等」>「指定・登録の様式等ダウンロード」>「障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書類」

③昨年度からの変更点について

- ・延長支援加算及び特別支援加算

昨年度までは加算の算定の都度提出が必要でしたが、平成 27 年度からは体制として整えられていれば必要な届出は障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書のみになります（算定の都度の届出は必要ありません）。算定予定の事業所は届出書に「延長支援加算体制届出書」または「特別支援加算体制届出書」を添付し申請して下さい。

- ・報酬改定に伴い加算内容や様式に変更が生じておりますので、ご注意下さい。

(3) 平成 27 年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する届出書

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算については毎年度届出が必要で
す。平成 27 年度においても当初から算定しようとする場合は期限まで
に届出が必要になります。

①提出期限

平成 27 年 4 月 15 日（水）消印有効

②提出書類及び様式

詳しくはウェルネットなごやをご確認下さい。

「ウェルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>「障害児通所支援
の事業者指定・登録等」>「指定・登録の様式等ダウンロード」>「福
祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算」

③提出先

事業所の所在地	届出書提出先
名古屋市のみ	名古屋市
名古屋市と中核市	名古屋市及び該当の中核市
名古屋市と愛知県内の他市町村（中核市 のみに所在する場合のみを除く）	愛知県
名古屋市と他の都道府県	名古屋市及び他の都道府県
名古屋市、愛知県内の他市町村（中核市 のみに所在する場合を除く）及び他の都 道府県	愛知県及び他の都道府県

また、名古屋市に提出する場合でも障害福祉サービスを行っているか
によって提出先が異なります。

法人で運営するサービス種類	提出先
・障害児通所支援事業のみ	子ども青少年局子育て支援部子ども福 祉課子ども発達支援係
・障害児通所支援事業 ・障害福祉サービス事業	健康福祉局障害福祉部障害者支援課指 定事業係

④昨年度からの変更点について

・報酬改定に伴い加算内容や様式に変更が生じておりますので、ご注意
下さい。

(4) 平成 26 年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の実績報告について

①提出期限

平成 26 年度の最終の加算の支払があった月の翌々月の末日（閉庁日の場合はその前日）までに、実績を報告していただく必要があります。

（例）5 月に加算の最終支払いがあった場合

平成 27 年 7 月 31 日（金）消印有効

が提出期限となります。

②提出書類及び様式

詳しくはウェルネットなごやをご確認下さい。

「ウェルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>「障害児通所支援の事業者指定・登録等」>「指定・登録の様式等ダウンロード」>「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算」

(5) 業務管理体制の整備に関する届出の変更について

平成 27 年度より、業務管理体制に関する届出が愛知県から名古屋市に移譲されます。

従前は特定相談支援事業及び障害児相談支援事業のみを市内で行っている場合が対象でしたが、平成 27 年度以降は、運営する事業所が全て名古屋市内にある法人は、変更届などの届出は全て名古屋市になります（名古屋市以外で県内に事業所がある場合は、従来どおり愛知県です）。

既に届出を行っている法人については、変更事由に該当しない限りは改めて届出を行う必要はありません。変更事由に該当する際に、下記の表に該当する届出先に届出が必要です。

届出については法律ごとであるため、障害者総合支援法、介護保険法、子ども・子育て支援法等による業務管理体制の届出とは別に届出が必要です。また、同じ児童福祉法上の障害児通所（入所）支援と障害児相談支援においても、届出は別々になります。

①障害児通所支援事業所等の展開状況による届出先

名古屋市以外の事業所の所在地	障害児通所（入所）支援事業を行っている場合の届出先	障害児相談支援事業を行っている場合の届出先
なし	名古屋市	名古屋市
愛知県内の他市町村	愛知県	愛知県
愛知県外の市町村	厚生労働省	厚生労働省

②名古屋市以外の届出先

届出先関係行政機関	届出先住所・電話番号
厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室）	〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2 Tel.03-5253-1111（内線 3009）
愛知県健康福祉部障害福祉課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2 Tel.052-954-6317（直通）

③変更事由

1、法人の種別、名称（フリガナ）
2、主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号
3、代表者氏名（フリガナ）、生年月日
4、代表者の住所、職名
5、法令遵守責任者の指名（フリガナ）及び生年月日
6、業務が法令に適合することを確保するための規定の概要
7 業務執行の状況の監査の方法の概要

※1～4については、事業所の変更届の提出がなされていれば、業務管理体制の整備の変更届は不要です。

※5～7については、業務管理体制の整備の変更届（第3、4号様式）の提出が必要です。

※本件の取扱いは、提出先が名古屋市の場合に限ります。

④提出書類及び様式

詳しくはウェルネットなごやをご確認下さい。

「ウェルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>「障害児通所支援の事業者指定・登録等」>「指定・登録の様式等ダウンロード」>「業務管理体制の届出について」

(6) 事故報告について

基準省令第52条第1項において、「指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」とされています。事故が発生した際には、本市に対しても速やかに連絡及び報告をお願いします。

3-2 指定基準について

(1) 児童発達支援管理責任者研修修了の猶予措置の見直しについて

児童発達支援管理責任者研修修了の猶予措置については平成27年3月31日までとなっていましたが、今回の改定と併せて変更案が示されました。

児童発達支援管理責任者について、平成27年4月1日から3年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として1年間の猶予措置を設ける（平成27年4月1日前から事業を行っている場合は、平成28年3月31日までとする。）。また、やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間の猶予措置を設ける。

（平成27年3月6日開催厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」より抜粋。案のため今後変更される場合があります）

(2) 「開所時間減算」及び「延長支援加算」の留意点について

平成27年度の報酬改定によって、開所時間減算の基準が「運営規程に定める営業時間が4時間未満である場合」から「4時間未満」または「4時間以上6時間未満」に細分化されました。また延長支援加算の算定基準は「運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間（以下「延長時間帯」という。）において、指定児童発達支援等を行った場合」となっています。ここでいう営業時間（送迎に要する時間を除く）は、利用者がサービスを利用することが可能な時間（いわゆる「サービス提供時間」）であるため、算定に当たっては注意が必要です。

(3) サービス提供の記録と保護者の確認方法について

先般、事業所が保護者の確認を得ずに、サービス提供実績記録票へ押印をし、不適切な請求をしている事例が確認されました。本来、障害児通所支援事業のサービス提供実績記録票は保護者によってサービス利用の確認を得るものであるため、事業所による押印は認められません。

事業者は、事業者及び利用者が、その時点でのサービスの利用状況を把握できるようにするため、サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービス提供の都度記録し、通所給付決定保護者からの確認を得なければなりません。

確認様式については原則として国が定めるサービス提供実績記録票に準じます。また、個別支援計画等の実施状況を把握・確認するために、別途サービス提供の詳細に係る記録を作成するよう努めてください。

<留意点>

保護者の確認に際しては自署または押印を求めます。

確認は、基本的には支援の提供の都度確認を受けるべきものですが、利用者の都合等を踏まえ、やむを得ない場合は後日の確認でも差し支えありません。

ただし、複数の利用分をまとめて1つの自署または押印とすることは、利用日や利用回数の確認がおろそかになりやすいため、一回づつの自署または押印を必要とします。

なお、サービス提供時間の開始時間と終了時間の表記は、送迎による移動時間は含めず、療育・訓練・支援等を開始・終了した時間を記載してください。

平成27年4月サービス提供分からは上記の方法でお願いします。

【参考】

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成25年9月30日障発0930第2号改正現在）

(10)サービスの提供の記録（基準第21条）

① 基準第21条第1項は、通所給付決定保護者及び指定児童発達支援事業者が、その時点での指定児童発達支援の利用状況等を把握できるようにするため、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際には、当該指定児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、前項の指定児童発達支援の提供の記録について、指定児童発達支援の提供に係る適切な手続を確保する観点から、通所給付決定保護者からの確認を得なければならないこととしたものである。

※放課後等デイサービス事業も、準用（基準省令第71条）により同基準が適用される。

